

長岡市入札監視委員会設置要領

(設置)

第1条 本市は、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）の趣旨に基づき、本市の入札及び契約手続きにおける公正性の確保と客観性及び透明性の向上を図るため、長岡市入札監視委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(任務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を任務とする。

- (1) 本市が発注した工事の入札及び契約手続の運用状況等に関する報告を受け、意見を述べること。
- (2) 本市が発注した工事のうち、別に定める方法により抽出したものに対し、次の事項に関することについて意見を述べること。
 - ア 一般競争入札に係る参加資格設定理由及び経緯に関する事項
 - イ 指名競争入札に係る指名の理由及び経緯に関する事項
 - ウ 随意契約とした理由に関する事項
- (3) 本市の入札及び契約の制度について意見を述べること。

(組織)

第3条 委員会は、市長が依頼する5人の委員で組織する。

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。
- 3 委員長は、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、市長が招集する。

- 2 市長は、会議の開催場所、日程及び議事をあらかじめ委員に通知しなければならない。

(委員の排除)

第7条 委員は、第2条第1項第2号の事務に関しては、自己又は三親等以内の親族の利害に関係のある議事には加わることができない。

(秘密を守る義務)

第8条 委員は、第2条の事務を処理する上で知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委員会の庶務)

第9条 委員会の庶務は、財務部契約検査課において処理する。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。